

令和3年第3回定例教育委員会会議

- 1 日 時 令和3年3月17日(水)
午後1時30分～午後3時52分
- 2 場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール
- 3 出席者 教育長 山口 武士
教育長職務代理者 小野寺 巧
委員 簗輪 菊雄
委員 渡部 利枝子
委員 深井 美千代
- 4 署名委員 教育長職務代理者 小野寺 巧
- 5 説明職員 教育部長 林 みどり
教育部長 齊藤 宏
教育政策課長 鈴木 誠
生涯学習課長 深迫 国宏
オリンピック・パラリンピック担当課長 鳥海 謙一
学校教育課長 石井 勝博
小中学校連携教育推進担当課長 齊藤 七実
教育相談室長 武田 圭介
鶴瀬公民館長 富塚 一資
南畑公民館長 荒居 良宏
水谷公民館長 江口 総介
水子貝塚資料館長 和田 晋治
学校給食センター所長 小泉 肇
- 6 事務局職員 教育政策課副課長 池上 和也
- 7 傍聴者 なし
- 8 議題及び議事の概要

日程第一 議事事項

議案第9号 教育委員会職員の人事について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第10号 富士見市立学校プール管理規則の一部を改正する規則の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第11号 富士見市立富士見特別支援学校高等部管理規則の一部を改正する規則の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第12号 富士見市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第13号 富士見市教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第14号 富士見市公立学校施設設備貸与規程の一部を改正する訓令の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第15号 富士見市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第16号 富士見市教育委員会事務局組織規則の制定について（全部改正）

[顛末] 一部確認することを条件に議決した。

議案第17号 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第18号 組織改正に伴う関係規程の整備に関する訓令の制定について

[顛末] 一部確認することを条件に議決した。

議案第19号 富士見市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第20号 教職員の人事について

[顛末] 原案のとおり議決した。

日程第二 報告事項

- (1) 専決処理の報告について（教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること）
- (2) 専決処理の報告について（教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること）
- (3) 令和3年3月定例会市議会の報告について
- (4) 富士見市就学援助費支給要綱の一部改正について

その他

○新型コロナウイルス感染症に関わる対応について

会議の進行状況

- 山口教育長 開会宣言（午後1時30分）
事務局 前回の会議録朗読
- 山口教育長 署名委員に小野寺巧教育長職務代理者を選任します。
- 山口教育長 議案第20号として「教職員の人事について」を追加議案として提案させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
〔各委員賛同〕
- 山口教育長 また、議案第9号「教育委員会職員の人事について」および議案第20号「教職員の人事について」につきましては、個人情報及び人事にかかわる案件のため、その他案件が終了した後に、非公開として取扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか
〔各委員賛同〕
- 山口教育長 それでは、議案第9号「教育委員会職員の人事について」および議案第20号「教職員の人事について」を非公開とし、本日の最後に審議することといたします。
なお、議事の進行上、議案第20号「教職員の人事について」を先に審議し、その後、議案第9号「教育委員会職員の人事について」を審議させていただきます。

日程第一 議事事項

議案第10号 富士見市立学校プール管理規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

- 山口教育長 提案理由をお願いします。
齊藤教育部長 提案理由を説明。
石井学校教育課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

- 小野寺教育長職務代理者 この規則改正は市独自の改正になりますか。それとも全県的に改正を行うものでしょうか。
- 石井学校教育課長 市独自の改正になります。
- 小野寺教育長職務代理者 第11条第2項に職員を原則3名以上配置とありますが、現実的に3名以上配置することは可能なのでしょうか。また第12条で水温を22度から23度に変更する理由について伺います。
- 石井学校教育課長 配置についてはプールに入らずに監視する職員が1人、プールに

入って指導する職員が1人、その他に少人数指導の先生や支援員を1人配置し、安全の確保に努めることができると考えております。水温につきましては定義が変わったことにより変更するものです。

簗輪委員 第12条で、校長は、児童生徒の健康管理状況を把握するとありますが、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。

石井学校教育課長 児童生徒がプールに入る際、自宅にて体温を測り、健康状態を把握したうえで管理表に保護者印を押印して、学校の担任に提出することになっております。担任が責任を持って健康状態を把握しますが、その責任者を校長とするもので、児童生徒一人一人の健康管理状況を把握することを想定しております。

簗輪委員 第6条第3項における教育委員会で立会いをする者と教育委員会で報告を受ける者は、別な者を想定しているのでしょうか。

石井学校教育課長 立会いにつきましては、プール清掃終了後、側溝のねじが止められているか等、教育委員会の指導主事が現場に見に行きます。学校側は、点検表にチェックを入れて、校長印を押印したものを教育委員会に報告するため、別な者でも構いません。

簗輪委員 立会いをした時点で報告するものではなく、校長印を押印した後に報告するのでしょうか。

石井学校教育課長 そのとおりです。

山口教育長 「議案第10号 富士見市立学校プール管理規則の一部を改正する規則の制定について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第10号 富士見市立学校プール管理規則の一部を改正する規則の制定について」は議決されました。

議案第11号 富士見市立富士見特別支援学校高等部管理規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

山口教育長 提案理由をお願いします。

齊藤教育部長 提案理由を説明。

石井学校教育課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

小野寺教育長職務代理者 第8条の教科用図書について伺います。小・中学校の教科用図書については教育委員が選定に携わっていますが、特別支援学校の教

科用図書については、どのようなものを使用しているのか把握をしていない状況となっておりますので、今後、教育委員会会議等において特別支援学校の教科図書についても教育委員が関わる機会を作っていただきたいと思います。

石井学校教育課長 今後、ご意見を反映できるよう検討していきたいと思ひます。

山口教育長 「議案第11号 富士見市立富士見特別支援学校高等部管理規則の一部を改正する規則の制定について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第11号 富士見市立富士見特別支援学校高等部管理規則の一部を改正する規則の制定について」は議決されました。

議案第12号 富士見市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

山口教育長 提案理由をお願いします。

林教育部長 提案理由を説明。

鈴木教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑】

なし

山口教育長 「議案第12号 富士見市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第12号 富士見市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」は議決されました。

議案第13号 富士見市教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

山口教育長 提案理由をお願いします。

林教育部長 提案理由を説明。

鈴木教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

小野寺教育長職務代理者 富士見市情報公開条例はどのような改正がなされたのでしょうか。

鈴木教育政策課長 内容の変更ではなく、条例の整理等を行ったものです。

山口教育長 「議案第13号 富士見市教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第13号 富士見市教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は議決されました。

議案第14号 富士見市公立学校施設設備貸与規程の一部を改正する訓令の制定について

【説明】

山口教育長 提案理由をお願いします。

齊藤教育部長 提案理由を説明。

石井学校教育課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

簗輪委員 引用している富士見市立学校管理規則については改正する必要はないのでしょうか。

石井学校教育課長 富士見市立学校管理規則は既に改正されており、今回は規程の条のずれを直すものとなります。

山口教育長 「議案第14号 富士見市公立学校施設設備貸与規程の一部を改正する訓令の制定について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第14号 富士見市公立学校施設設備貸与規程の一部を改正する訓令の制定について」は議決されました。

議案第15号 富士見市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

【説明】

山口教育長 提案理由をお願いします。

林教育部長 提案理由を説明。

鈴木教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

簗輪委員 子ども大学☆ふじみと子どもスポーツ大学☆ふじみについては、今後どちらの課が管轄するのでしょうか。

深迫生涯学習課長 市長部局へのスポーツの移管に伴い、子どもスポーツ大学☆ふじみは、協働推進部文化・スポーツ振興課が管轄し、子ども大学☆ふじみは、これまで通り生涯学習課が管轄いたします。

山口教育長 「議案第15号 富士見市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第15号 富士見市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」は議決されました。

議案第16号 富士見市教育委員会事務局組織規則の制定について（全部改正）

【説明】

山口教育長 提案理由をお願いします。

林教育部長 提案理由を説明。

鈴木教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

簗輪委員 資料P. 3の学校統括監の職務について、ここでは主管する課と記載されておりますが、議案第18号、事務決裁規程の一部改正の資料P. 4には所管する課と記載されております。表記が違いますが理由があるのででしょうか。理由がなければ統一した方がよいと思います。

鈴木教育政策課長 今回の改正につきましては、市の行政組織規則等と表記を統一しておりますので、整合性につきまして再度、確認させていただきます。

簗輪委員 学校統括監が所管する事務局の課及び室について伺います。

鈴木教育政策課長 学校統括監の所管につきましては、学校教育課と教育相談室になります。

小野寺教育長職務代理者 第4条について伺います。学校教育課長と教育相談室長は指導主事を兼ねているのでしょうか。

鈴木教育政策課長 指導主事を兼ねております。

小野寺教育長職務代理者 他の市町でも兼ねているのでしょうか。

鈴木教育政策課長 他の市町でも兼ねているところが多くあります。学校教育課長と

教育相談室長につきましては、指導主事の専門性を兼ねている方が望ましいと考えております。

簗輪委員 資料P. 4第4条第3項中、部長という表記が6箇所ありますが、この部長の表記については、学校統括監を含めないという理解でよろしいでしょうか。

鈴木教育政策課長 第4条第1項に定めてあるとおり、学校統括監は他と兼ねるものではないので、同条第3項の部長には学校統括監は含まれておりません。

簗輪委員 議案第18号の事務決裁規程第2条第1項の部長については、部長及び学校統括監と記載されておりますが、違いについて伺います。

鈴木教育政策課長 組織上の職については、学校統括監は部長に含みません。事務決裁規程では決裁することについて部長とすると特例的に設けているものになります。

簗輪委員 理事については職務欄に部長を補佐するとの記載がありませんが、他の職とは違い、別格な扱いとして置かれるのでしょうか。

鈴木教育政策課長 担当部長、理事につきましては、特命的な意味合いがあり、置かれる職となります。

簗輪委員 担当課長の職務に部長を補佐するとありますが、担当課長が直接部長を補佐することになりますか問題はないのでしょうか。

鈴木教育政策課長 担当課長につきましても特化した事務を行うことから、直接部長からの指示で動くため、部長を補佐するという表現で問題はございません。

山口教育長 「議案第16号 富士見市教育委員会事務局組織規則の制定について（全部改正）」は主管と所管の表記について確認することを条件として議決することとしてよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第16号 富士見市教育委員会事務局組織規則の制定について（全部改正）」は議決されました。

議案第17号 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

【説明】

山口教育長 提案理由をお願いします。

林教育部長 提案理由を説明。

鈴木教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

箕輪委員 給食センターの業務について、新旧対照表の資料では、旧表（１１）及び（１２）が、新表（９）食材料及び物資に関すること、にまとめられています。支障は出ないでしょうか。

小泉学校給食センター所長 旧表（１１）、（１２）につきましては、食材料及び物資に関するもののため、支障がないものと判断しております。

山口教育長 「議案第１７号 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。
〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第１７号 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」は議決されました。

議案第１８号 組織改正に伴う関係規程の整備に関する訓令の制定について

【説明】

山口教育長 提案理由をお願いします。

林教育部長 提案理由を説明。

鈴木教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

箕輪委員 資料P. １の事務局組織規則の規則番号が空欄になっていますが、番号はどのようにつけるのでしょうか。

鈴木教育政策課長 事務局組織規則につきましては、全部改正となることから議決をいただいてから規則番号をつけることになるため、空欄となっております。規則番号は暦年で制定した順番で番号をつけることになっております。

箕輪委員 資料P. ３、第８条の社会教育施設と第９条の社会教育機関については施設、機関と表記が異なっているため、統一した方がよろしいかと思えます。

鈴木教育政策課長 表記の違いにつきましては、再度確認をさせていただきます。

箕輪委員 資料P. １６、調整会議規程について教育部長（総務担当）を教育部長に改正していますが、教育委員会内部の会議では、部長の前に教育をつける必要はないと思えます。

鈴木教育政策課長 こちらの表記につきましては、組織を表すときは部長、個人を表すときは教育部長としており、市の規則と統一した表記にしております。

簗輪委員 資料P. 23、決裁規程の新旧対照表の代決者につきまして、旧表では主管教育部長と表記されていましたが、新表では部長となっていますが、主管部長としなくてもよいのでしょうか。部長では学校統括監が含まれないと思われます。

鈴木教育政策課長 教育長の代決者は部長であり、部長がかけたときに学校統括監が代理する規則を別に定めております。これまでは教育部長が2人おりましたので、主管をつけておりましたが、今後は1人の部長となるため主管を削除したのになります。

簗輪委員 資料P. 17、社会教育機関組織規程の地域公民館の事務分掌から運営審議会に関することが削除されていますが支障は出ないでしょうか。また、学校との連携に関することが、各種団体等の育成、支援に関することに置き換えられていると思われますが、連携と支援では意味が異なると思われますが支障は出ないでしょうか。

鈴木教育政策課長 審議会につきましては、今回、行政組織規則を改正する際に、全庁的に事務分掌には記載しないことに統一されたため削除いたしました。

富塚鶴瀬公民館長 学校との連携につきましては、今回の改正により、他の公共施設等との連絡調整及び連携に関すること、に整理させていただきました。

簗輪委員 公共施設等の中に学校が含まれるとすると、公共機関等の表記とした方が望ましいと思います。資料P. 18の図書館の事務分掌では公共機関等と表記されているため統一した方がよいと思われます。

鈴木教育政策課長 施設と機関の表記につきましては、先ほどの社会施設と併せて確認をさせていただきます。

簗輪委員 資料P. 29、公印規程において、埼玉県富士見市教育委員会と埼玉県富士見市教育委員会の印の2つがありますが、どのように使い分けているのでしょうか。

鈴木教育政策課長 埼玉県富士見市教育委員会につきましては辞令用の公印として使用し、埼玉県富士見市教育委員会の印につきましては一般文書の公印として使用しております。

山口教育長 「議案第18号 組織改正に伴う関係規程の整備に関する訓令の制定について」につきましては、施設と機関の表記について確認することを条件として議決することとしてよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第18号 組織改正に伴う関係規程の整備に関する訓令の制定

について」は議決されました。

議案第19号 富士見市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定について

【説明】

山口教育長 提案理由をお願いします。

林教育部長 提案理由を説明。

鈴木教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

簗輪委員 地区体育祭の補助金に関しては、これまで教育委員会が所管していましたが、これからは市長部局の所管となるのでしょうか。

深迫生涯学習課長 そのとおりでございます。

山口教育長 「議案第19号 富士見市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定について」を提案のとおり議決してよろしいでしょうか。
〔各委員賛同〕

山口教育長 「議案第19号 富士見市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定について」は議決されました。

日程第二 報告事項

(1) 専決処理の報告について（教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること）

【説明】

鈴木教育政策課長、深迫生涯学習課長、石井学校教育課長、冨塚鶴瀬公民館長、和田水子貝塚資料館長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

簗輪委員 自動水栓化については水谷東公民館と資料館がトイレの蛇口、他の公民館は給湯室の蛇口となっていますが、水谷東公民館と資料館の給湯室の蛇口についてはすでに自動水栓化になっているのでしょうか。

冨塚鶴瀬公民館長 水谷東公民館の給湯室の蛇口につきましては特殊な形状のため、今回の簡易的な修繕では実施できないため、大規模修繕の機会に行うこととしています。

和田水子貝塚資料館長 水子貝塚資料館の給湯室の蛇口につきましては、器具の取り付けが難しいため対象外としています。難波田城資料館につきましては、15カ所のうち、1カ所について給湯室の蛇口が対象となっております。

ります。

(2) 専決処理の報告について（教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること）

【説明】

深迫生涯学習課長、武田教育相談室長 資料に基づき概要を説明。

【質疑】

なし

(3) 令和3年3月定例市議会の報告について

【説明】

鈴木教育政策課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

箕輪委員 資料P. 5、加賀議員の学校選択制の導入及び村元議員の通学用自転車ヘルメットの購入補助の継続についてはどのように答弁されたのでしょうか。

石井学校教育課長 学校選択制につきましては、地域の児童生徒数の推移をみながら、地域のコミュニティや伝統を大切に、現在の居住地を基本とした学校指定を継続し、部活動による通学区の弾力化に引き続き取り組んでいく旨の答弁をいたしました。次にヘルメット購入補助につきましては、全ての生徒が教育活動により自転車に乗るときはヘルメットを着用しており、当初計画した普及、啓発という事業目的が達成されておりますとの答弁をいたしました。

箕輪委員 資料P. 7、佐野議員の公共施設までの誘導案内板についてはどのように答弁されたのでしょうか。

和田水子貝塚資料館長 現状で道路案内標識が設置されておりますので、今後、道路の整備状況により、設置を検討していきたいとの答弁をいたしました。

深井委員 資料P. 5、加賀議員の通学区の見直しについてはどのように答弁されたのでしょうか。

石井学校教育課長 教育委員会には通学区の見直しの要望が出されていない状況となっております。転入学の際には、学区の相談として受け入れているとの答弁をいたしました。

(4) 富士見市就学援助費支給要綱の一部改正について

【説明】

石井学校教育課長 資料に基づき概要を説明。

【質疑内容概要】

箕輪委員 10万円の控除については、市独自のものでしょうか。

石井学校教育課長 市独自のものとございます。

その他

○新型コロナウイルス感染症に関わる対応について

【説明】

林教育部長 市内感染事例等について説明。

【質疑内容概要】

箕輪委員 富士見市内で変異株は見つかっているのでしょうか。

林教育部長 変異株につきましては、今のところ市内で発生したという状況はございません。

箕輪委員 図書館の利用制限について伺います。ふじみ野市と三芳町は1時間程度閲覧をして本を借りることができますが、富士見市は閲覧が禁止されております。特別な要因があるのでしょうか。

林教育部長 図書館の利用制限につきましては、市の方針によるものですが、市の方針は、県の指針にのっとり、県が屋内施設について原則休館としていくことにより対応しているものです。ただし予約した図書の受け取りにつきましては、他の公共施設を含めて受け取りが可能となっております。対前年でみると受け取りの割合は高くなっております。

山口教育長 暫時休憩します。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時29分

山口教育長 再開します。

日程第一 議事事項

議案第20号 教職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

議案第9号 教育委員会職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

山口教育長

閉会宣言（午後3時52分）